平成２６年（フ）第３９９号
仙台市若林区志波町16番11号　トレンディハウス志波町202
債務者　濱田　信子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４２３号
仙台市太白区袋原１丁目19番41号　プロンティ袋原Ⅰ―103
債務者　町河　恵治
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
長野県松本市中央４丁目４番１号
債務者　眞島　信光
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２１７号
滋賀県野洲市市三宅2449番地　シャトーアルバ301号
債務者　水町つぎ子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７４号
鳥取県鳥取市吉成３丁目11番７号、旧住所兵庫県神戸市北区日の峰１丁目11番地の８
債務者　山下　美佳
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１号
鳥取県鳥取市吉成223番地３　やまなマンション103号、住民票上の住所鳥取県鳥取市末広温泉町624番地３　グラン末広通り1203号
債務者　谷口　弘恵
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
鳥取県倉吉市福本170番地
債務者　髙橋　清香
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１０９号
山口県下関市綾羅木本町３丁目６番８号　ガーデンクレール201号
債務者　角野かおる
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
愛媛県西条市ひうち８―14　ひうち寮Ｋ棟314号室、住民票上の住所愛媛県西宇和郡伊方町九町１番耕地1672番地４
債務者　米澤　博之
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１２号
高知県安芸郡芸西村西分甲5082番地２
債務者　義丁　　好
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
高知県室戸市吉良川町乙2898番地２
債務者　村田　健二
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
福岡県柳川市西浜武1178番地８
債務者　大坪　勝優
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第２２６号
大分県別府市石垣東８丁目５番15号　荒金アパート202号
債務者　山口　　巖
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７８号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3985番地
債務者　黒木ヒトミ
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
石川県加賀市片山津町ソ13番地１　高倉アパート１号
債務者　北川亜由美
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第５３９号
神戸市兵庫区中道通９丁目１番４号　中道グリーンハイツ203、従前の住所神戸市須磨区北町３丁目１番４―902号
債務者　西海　敏範
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部